

改正

昭和53年4月1日規則第3号

昭和55年3月26日規則第2号

昭和56年3月27日規則第2号

昭和59年3月31日規則第5号

昭和61年5月1日規則第23号

昭和63年3月30日規則第5号

平成元年3月29日規則第6号

平成元年7月15日規則第29号

平成元年8月1日規則第31号

平成2年3月30日規則第7号

平成4年10月30日規則第25号

平成5年1月29日規則第1号

平成5年4月1日規則第13号

平成8年9月27日規則第14号

平成11年3月29日規則第18号

平成16年10月1日規則第41号

平成18年3月3日規則第3号

平成18年9月29日規則第47号

平成23年9月30日規則第28号

平成24年3月30日規則第28号

平成27年3月31日規則第16号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年流山市条例第21号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第7条第1項に規定する許可を受けようとする者は、流山市福祉会館使用許可申請書

(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者で使用に係る抽選に参加しようとする者は、使用する日(以下「使用日」という。)の属する月の3月前の月の初日から10日までの間に、当該使用に係る抽選の申込みをしなければならない。
- 3 前項の規定により抽選の申込みをした者のうち、使用日の属する月の3月前の月の11日に行う抽選に当選した者は、当該使用日の属する月の3月前の月の12日から21日までの間に、第1項の規定による申請をしなければならない。この場合において、当該期間内に申請をしなかった場合は、その者の当選は無効とする。
- 4 前2項の規定による場合のほか、施設を使用しようとする者は、使用日の属する月の3月前の月の23日から当該使用日までの間に、第1項の規定による申請をしなければならない。ただし、午後5時以降に使用する場合は、使用日の7日前までに申請をしなければならない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、第2項に規定する日前であっても申請をすることができる。
- 6 第3項から前項までに規定する申請は、公共施設予約システム(流山市公共施設予約システムの利用等に関する規則(平成16年流山市規則第36号。以下「公共施設予約システム利用規則」という。)第2条第2号に規定するシステムをいう。以下同じ。)を利用する方法により行うことができる。

(使用の許可)

第3条 前条の規定による申請があったときは、市長は速やかに使用の許可の可否を決定し、流山市福祉会館使用許可(申請却下)書(別記第2号様式)を当該申請に係る者に交付する。

- 2 前条第6項に規定する方法により申請を行う場合の許可は、公共施設予約システムを利用してその旨を当該申請に係る者に表示することにより、当該許可書の交付に替えることができる。

(使用の許可条件)

第4条 条例第7条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第7条第1項に規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - イ 福祉会館その他物件をき損又は汚染するおそれのある行為をしないこと。
 - ウ 立入りを禁止した場所に立ち入らないこと。
 - エ 所定の場所に備えつけた物件を許可なく使用し、又は移転しないこと。

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。

カ 関係職員の管理上必要な指示に従うこと。

キ 火薬類その他危険な物を携帯しないこと。

ク 監護を要する者は、監護人を同伴すること。

(2) 福祉会館を使用するときは、使用者は、前条第1項に規定する使用許可書又は公共施設予約システム利用規則第9条第1項に規定する利用者カードを関係職員に提示しなければならない。

(3) 福祉会館の使用を終了したときは、使用者は、関係職員にその旨を報告しなければならない。

(4) その他市長が別に定める事項
(使用の変更)

第5条 使用者が福祉会館の使用の取消し又は変更をしようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による変更の届出があったときは、市長は、管理上の支障がない場合に限り、変更の許可をするものとする。
(使用の禁止又は許可の取消し)

第6条 条例第9条第1項の規定により福祉会館の使用の全部若しくは一部を禁止し、又はその許可を取り消した場合は、市長は、当該禁止又は取消しに係る者に、流山市福祉会館使用禁止（許可取消し）書（別記第3号様式）を交付する。
(読替規定)

第7条 第2条から前条まで（第4条第3号を除く。）の規定は、条例第5条の2第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第2条第1項中「市長」とあるのは「条例第5条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」と、同条第5項及び第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1号カ、第2号及び第4号中「関係職員」とあるのは「指定管理者」と、同条第5号、第5条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
(現状変更の許可申請)

第8条 条例第11条の規定により福祉会館の現状の変更の許可を受けようとする者は、流山市福祉会館現状変更許可申請書（別記第4号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、流山市福祉会館

現状変更許可（申請却下）通知書（別記第5号様式）により当該申請に係る者に通知するものとする。

（利用料の減免）

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第14条第4項の規定により、当該各号に定める割合の額を減額し、又は免除するものとする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 100分の50
- （2） 知事が交付する療育手帳の交付を受けている者 100分の50
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 100分の50
- （4） 前3号に規定する者の日常生活に必要な介護者で、18歳以上のもの 100分の50
- （5） 75歳以上の者 100分の50
- （6） その他市長が特に必要と認める者 その都度市長が定める割合の減額又は免除

2 条例第14条第4項の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする者は、前項各号に該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。

（販売行為等の許可申請）

第10条 条例第27条ただし書に規定する許可を受けようとする者は、流山市福祉会館販売行為等許可申請書（別記第6号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、流山市福祉会館販売行為等許可（申請却下）通知書（別記第7号様式）により当該申請に係る者に通知するものとする。

（広告類の掲示等の禁止）

第11条 市長の許可を受けないで福祉会館及びその敷地内において、広告その他これに類するものを掲示又は配布してはならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 流山市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年流山市規則第8号）は、廃止する。

附 則（昭和53年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月26日規則第 2 号）

この規則は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月27日規則第 2 号）

この規則は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年 3 月31日規則第 5 号）

この規則は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年 5 月 1 日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年 3 月30日規則第 5 号）

この規則は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月29日規則第 6 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 7 月15日規則第29号）

この規則は、平成元年 7 月16日から施行する。

附 則（平成元年 8 月 1 日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月30日規則第 7 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年10月30日規則第25号）

この規則は、平成 4 年11月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 月29日規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書、届出書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 8 年 9 月 27 日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月 29 日規則第18号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年10月 1 日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成18年 3 月 3 日規則第 3 号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月 29 日規則第47号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月 30 日規則第28号）

この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 30 日規則第28号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 31 日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

第1号様式（第2条関係）

流山市福祉会館使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 流山市長(流山市福祉会館指定管理者)

申請者 登録番号
(申請団体) 住 所
氏名(名称)
電 話

使用責任者 住 所
氏 名
電 話

流山市福祉会館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用年月日 使用時間	使 用 施 設 行 事 名	使用条件 人 数

第2号様式（第3条関係）
第2号様式（第3条関係）

流山市福祉会館使用許可（申請却下）書
流山市指令第 号（第 号）
年 月 日

様
流山市長（流山市福祉会館指定管理者） 印

流山市福祉会館の使用について、次のとおり許可（申請却下）します。

1 許 可

使用年月日 使用時間	使 用 施 設 行 事 名	使用条件 人 数

2 却 下
理由

第 3 号様式（第 6 条関係）
第 3 号様式（第 6 条関係）

流山市福祉会館使用禁止書
許可取消し
流山市達第 号（第 号）
年 月 日

様
流山市長（流山市福祉会館指定管理者） 図

年 月 日付け流山市指令第 号（第 号）で許可した流山市福祉会館の使用については、流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例第 9 条第 1 項の規定により使用を禁止する（許可を取り消す）。

施 設 の 名 称	流山市 福祉会館	使 用 場 所
使 用 禁 止 日 時	年 月 日 午前 時 分から午後 時 分まで	
理 由		

第4号様式（第8条関係）
第4号様式（第8条関係）

流山市福祉会館現状変更許可申請書

年 月 日

(宛先)流山市長

住所

申請者 氏名

電話

流山市福祉会館の現状の変更の許可を受けたいので、流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用施設の名称	流山市 福祉会館	使 用 場 所	
使 用 の 目 的			
使 用 の 日 時	年 月 日 午後 時 分から午後 時 分まで		
現状変更の必要理由			
現状変更の内容 (必要により図面等を添付すること)			
復元可能の有無	有 無		
受 付	年 月 日 第 号	備 考	

第 5 号様式（第 8 条関係）
第 5 号様式（第 8 条関係）

流山市福祉会館現状変更許可（申請却下）通知書

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長 図

年 月 日付けで申請のあった流山市福祉会館現状変更許可申請については、流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 許 可

使用施設の名称	流山市 福祉会館	使 用 場 所
使 用 目 的		
使 用 日 時	年 月 日 午後 時 分から午後 時 分まで	
現状変更の内容		
許 可 条 件		

2 申請却下
理由

第 6 号様式（第10条関係）
第 6 号様式（第 10 条関係）

流山市福祉会館販売行為等許可申請書

(宛先)流山市長

住所

申請者 氏名

電話

流山市福祉会館で販売行為等を行いたいので、流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

目	的						
内	容						
期	間	年	月	日	午前 午後	時	分から
		年	月	日	午前 午後	時	分まで
場	所						
(必要により図面等) を添付すること。)							
受	年	月	日	備			
付	第		号	考			

第7号様式（第10条関係）

却下) 通知書

年 月 日

様

流山市長 印

次のとおり決定したので通知します。

1 許 可

使用施設の名称	流山市 福祉会館	使 用 場 所
目的及び内容		
日 時	年 月 日 午 前 後 時 分から 年 月 日 午 前 後 時 分まで	
場 所		
許 可 条 件		

2 申請却下

理由